

02 法人住民税 標準仕様書 (案) 01 機能要件

機能名称		代償した業務	実施すべき機能	実施してもしなくても良い機能	実施しない機能	備考	【考え方・理由】	参考資料2
1.1	法人住民税基本情報管理 (法人台帳)							
1.1.1	法人基本情報管理	法人台帳 (設置) 届出、異動届、申告書に基づき、以下の法人基本情報を登録できること。 <ul style="list-style-type: none"> <li>法人番号 (番号法に定める法人番号) (※1)</li> <li>法人管理番号 (団体独自に付番している番号)</li> <li>共通名の管理番号 (※1)</li> <li>法人名 (漢字・カナ・ひらがな・英数字)、法人名カナ (※1)</li> <li>代表者名 (漢字・カナ・ひらがな)</li> <li>本支店区分、本店 (所在地、郵便番号、電話番号)、市町村内事務所 (名称、所在地、電話番号、郵便番号) (※1) (※2)</li> <li>届出年月日</li> <li>異動年月日 (登記上の住所異動日等、法人の異動が行われた日)</li> <li>設立年月日、設置年月日、廃止年月日、解散年月日、合併解散年月日、清算終了年月日</li> <li>異動区分 (設立、設置、異動、事務所廃止、解散、合併解散、清算終了、事務所等なし、登記のみ、除却、復活等)</li> <li>現況区分 (設立、設置、事務所等なし、事務所廃止、解散 (清算中)、清算終了 (又は残余財産確定)、登記上本店、除却等)</li> <li>法人区分 (普通法人、公益法人等)、組織区分 (株式会社、有限会社等) (※1)</li> <li>書類送付先 (※1)</li> <li>施設区分 (事業所/寮等)</li> <li>決算期 (半年決算法人の管理を含む) または事業年度</li> <li>資本金の額、資本金・準備金の合算額、資本金等の額、従業員数、均等割号数 (自動計算する項目)</li> <li>分割区分 (単独法人・本店本店・他市本店)</li> <li>産業分類コード (大分類、中分類)</li> <li>連絡申告情報</li> <li>税理士情報 (氏名、住所、電話番号等) (※1)</li> <li>申告期限延長の有無および期間</li> <li>翌期中間申告の要否</li> <li>収益事業開始年月日、廃止年月日</li> <li>減免・課税区分</li> <li>申告書送付区分 (要/不要)、納付書送付区分 (要/不要)</li> <li>送付口座情報 (収納・口座管理システムでの対応も可とする。)</li> <li>eTAX納税者ID</li> </ul> ※ 支店情報は複数登録できること。	以下の法人基本情報を登録できること。 <ul style="list-style-type: none"> <li>代表者住所</li> <li>整理番号 (税務署の管理番号)</li> <li>eTAX利用者ID</li> <li>主要法人フラグ (市町村が任意に定める法人)</li> <li>支店ごとの開業年月日</li> <li>予定・中間区分</li> </ul>	法人名は登記事項の法人名称を、法人名カナはフリガナを表す。以降の要件について同じ。 申告書送付区分・納付書送付区分については、申告書のみ送付する場合はとらえず、「申告書・納付書/納付書/不要/不要」のような実装を妨げない。	<ul style="list-style-type: none"> <li>実装すべき機能、実装してもしなくても良い機能で、設立届・異動届の情報を概ね網羅する。主に登記事項など法人の基本的な情報を登録するが、統計や総務会等の利便性などを踏まえて資本金等の額など、課税に関わる情報を一部管理している。</li> <li>外部との連携では、番号法に定める法人番号を主たるキー番号として活用する。ただし、法人税の整理番号は、今後重要性が下がるものの、現在も税務署とのやり取りで利用している団体があるため、「実装してもしなくても良い機能」とする。</li> <li>個別に、年月日登録できる異動処理は、異動日と異動年月日の組合せで履歴の確認が可能と想定。また、異動に合わせて、法人の現況・状態を確認できる「現況区分」を管理項目として定義。人的設備、物的設備又は継続性の事務所、事業所としての要件を欠く状態となった場合には、「事務所等なし」として定義するが、その状態になった年月日の管理は不要として、必要に応じてメモ管理することとした。</li> <li>異動処理については、設立、事務所設置、事務所廃止、解散など課税計算やみなし事業年度に影響するものは異動区分及び各種年月日を定義しているが、法人名称の変更や所在地変更、資本金変更などこれに関わらない異動については汎用的な区分として「異動」「異動日」を定義している。資本金変更は、電子申告の業務のある特定法人の判断にも活用できるが、この判断は前事業年度末日時点の資本金で代用することから、資本金異動日を専用の項目としては不要とした。</li> <li>また、法人の現況を示すための項目として「現況区分」を定義し、その法人が活動中なのか、事務所廃止、清算中なのかを確認できることとした。これは、最新異動区分だけでは、資本金や名称変更など法人の状態に関係がない異動区分を抽出する可能性があるため、明確に分けたものである。いわゆる、「登記上本店」の法人の管理も、この現況区分を設けることで可能としている。</li> <li>分割区分は、課税状況調べの区分を用いており、実務上もこれで問題ない。</li> <li>寮等の区分は、均等割のみを課税する場合にも第20号様式を送付、申告登録することから、その管理を効率的かつ正確に行うために区分を設けている。また、収益事業の開始年月日を管理項目として定義することで、公益法人が収益事業開始した場合にも正確な管理を行う (ただし、課税区分、みなし事業年度の自動変更は、その実装を任意とする)。</li> <li>なお、市町村で特定の法人について、徴収の動向などを確認したい必要があることに鑑み、「主要法人フラグ」を実装してもしなくても良い機能として定義。</li> <li>法人の代表者住所については、eTAXで使用する法人設立・設置届及び異動届には記載欄があることから管理項目としている団体があるため、「実装してもしなくても良い機能」とする。</li> <li>eTAXと基幹システムとの連携を行う際にキーとなる情報は地方団体の実務及びIDの変更可能性を考慮し、eTAX納税者IDとすることを標準として定義し、利用者IDについては、納税者との連絡や問い合わせ対応に使用するため基本情報として管理する運用も想定されることから、「実装してもしなくても良い機能」とした。</li> <li>これらの項目を宛名管理システムで管理することは妨げない。</li> <li>清算終了年月日は登記事項であるが、事業年度などに影響がないため、主に現況区分を表すための項目として管理している。また、残余財産確定の日については、申告情報として管理できれば問題ないとして、法人基本情報上では明記しない。</li> </ul>			
1.1.2	法人台帳を新規作成する際、法人管理番号が自動付番されること。	法人基本情報を新規作成する際、法人管理番号を自動付番か手動付番か選択できること。手動付番としたときも、キー情報としての整合性は保たれること。					<ul style="list-style-type: none"> <li>原則として自動付番されるものの、統合的な宛名管理を行う場合などで任意の番号を付番する運用を行う団体が一部いるため、手動付番を実装してもしなくても良い機能とした。</li> </ul>	
1.1.3	法人基本情報の登録時に、以下で重複チェックができること。重複している場合は、該当法人を表示して注意喚起を行い、処理継続もできること。 ・法人番号 ・組織区分+法人名+設立年月日						<ul style="list-style-type: none"> <li>重複登録を防ぐ仕組みとして、以下のパターンがある。</li> <li>①登録前に検索して、自視で重複登録を防ぐ。</li> <li>②登録時の更新処理で重複チェックを行う。</li> </ul> ※については、転出後の再転入があった場合などにも、法人番号により特定が可能であり、重複チェックのキー情報として法人番号を活用する機能として定義。ただし、法人番号を持たない法人や、未記入の法人もあるため、組織区分と法人名、設立年月日で重複チェックを行う仕組みも必須とした。	
1.1.4	法人番号の登録時に、チェックデジットをもとに確認ができること。誤りがある場合は、エラーとすること。						<ul style="list-style-type: none"> <li>各種届出に記載された法人番号、法人番号サイトから手入力でシステムに法人番号を入力する場合には、誤記入や誤入力を防ぐ仕組みとして、法人番号の先頭に付番されたチェックデジットの計算を行える機能を定義した。</li> </ul>	
1.1.5		登録した法人の法人管理番号を別の番号に変更できること。キー情報としての整合性は保たれること。					<ul style="list-style-type: none"> <li>原則として自動付番されるものの、統合的な宛名管理を行う場合などで番号を変更する団体が一部いるため、手動付番を実装してもしなくても良い機能とした。</li> </ul>	
1.1.6		検索結果画面から、法人の新規登録、又は異動登録ができること。					<ul style="list-style-type: none"> <li>重複登録を防ぐ仕組みとして、以下のパターンがある。</li> <li>①登録前に検索して、自視で重複登録を防ぐ。</li> <li>②登録時の更新処理で重複チェックを行う。</li> </ul> ・①については、検索画面で検索してから、登録・異動処理にメニューを経由して戻る場合と、メニューを経由せずに戻る場合がある。画面遷移については定義しないため、詳細な記述を行わないが、検索画面から登録や異動処理ができると業務効率上は望ましく、また②の段階で重複と分かるよりも早いタイミングで重複確認ができることから、実装してもしなくても良い機能として定義した。	
1.1.7	法人区分は、法人税法第2条の分類に基づいて管理できること。(普通法人、協同組合、人格なき社団等、公共法人、公益法人等) また、公共法人、公益法人等は地方税法第296条第1項に掲げられるものとそれ以外に区別できること。 法人課税優待の引受けを行う個人についても区別して管理ができること。						<ul style="list-style-type: none"> <li>法人税法の分類に基づいて管理することで、予定申告の業務など含めて、管理が容易になるため、実装すべき機能として定義した。</li> <li>また、非課税となる法人、均等割のみ申告する法人を管理するため、公共法人、公益法人等は地方税法第296条第1項に掲げる法人とそれ以外に区別できるとし、法人課税優待と異なる。法人課税優待の引受けを行う個人についても管理対象としている。</li> </ul>	
1.1.8	法人区分とは別に、課税区分を管理 (設定・保持・修正) できること。 減免区分を登録できること 課税区分は、「課税/非課税/均等割課税/法人税割課税」とする。	課税区分に「課税免除」を登録できること。 課税免除の法人は、申告書送付対象、未申告管理の対象とならないこと。					<ul style="list-style-type: none"> <li>課税区分の登録業務には、大きく以下のパターンがあるが、そのいずれでも業務上は対応が可能と判断して、判定方式は限定していない。ただし、そのいずれの場合にも、法人基本情報などで課税区分を確認できることが望ましいとして、管理項目上は必須とした。</li> <li>①1.1.5の法人区分をもとに非課税などを自動判定</li> <li>②法人区分とは別に、課税区分を手動で設定</li> </ul> ・減免は条例規定事項であり、全国的に見るとその対象は公益法人等、清算中の普通法人など様々である。そのため減免管理を法人区分から判断することは困難であるため、減免区分を職員による手入力とした。 ・団体によっては、非課税を登録して、登記上本店の管理を行う場合もあり、これらの運用対応を可能としている。 ・条例で課税免除を実施する団体があることから、課税免除についても実装してもしなくても良い機能として定義。課税状況調べでは納税義務者としてカウントされることから、非課税と分けて管理している。また、何らかの理由により申告情報を登録する場合がある可能性を考慮して、申告登録時にはアラートに留めることとした。	
1.1.9	税理士情報はマスタ管理を行い、マスタ情報と連動して関与税理士情報が登録できること。 税理士は、名称・所在地での検索による登録もできること。						<ul style="list-style-type: none"> <li>税理士をマスタ管理する必要は必ずしもなく、またマスタ登録されていない場合に登録できない柔軟性を欠くとの意見もあるが、パッケージシステムの多くがマスタ管理しており、当該機能を利用する団体も多いこと、データ移行の円滑化の観点からマスタ管理とした。</li> </ul>	
1.1.10	申告書等の送付先として、本店、関与税理士、その他を選択できること。 本店を選択した場合は法人所在地が、関与税理士を選択した場合は税理士住所が送付先に登録されること。 その他を選択した場合、任意の住所を入力できること。						<ul style="list-style-type: none"> <li>送付先の多くは本店所在地であり、法人所在地をそのまま送付先に適用又は複写できることが業務効率上は望ましいとして本機能を定義した。</li> <li>税理士関与法人の書類をまとめて送付する運用を行う団体があることを考慮して、マスタ管理とした上で、送付先に税理士を設定できることとした。</li> <li>その他、清算中には代表清算人に送付する、事務所名では郵送物が届かないため別で指定する住所を設定するなどの運用対応として、その他区分を設けて、任意の住所を登録できるとしている。</li> </ul>	
1.1.11	法人基本情報に備考・メモ機能を有すること。メモが登録されている場合、画面上でその旨を確認できること。 メモは、法人台帳ごとに複数管理ができ、メモごとに300文字以上の任意文字列の入力、メモタイトル、入力者が登録できること。 過去に登録したメモの修正、削除もできること。						<ul style="list-style-type: none"> <li>管理項目のみでは足りない情報を記録するためにメモ機能を定義している。</li> </ul>	
1.1.12	台帳修正 法人台帳画面は履歴情報が初期表示され、異動入力は最新基本情報のみを修正できること。 法人台帳の情報を履歴 (届出年月日・異動年月日・処理年月日を含む) を含めて照会できること。						<ul style="list-style-type: none"> <li>法人基本情報の修正を行うのは最新の情報のみであり、旧構成員においても履歴修正の必要性がある一方で、履歴を修正することにより、過去の経緯が不明になってしまうという懸念もあることから、基本的に履歴の修正は行わない前提で仕様書を作成している。</li> </ul>	
1.1.13	最新の法人基本情報の訂正処理が行えること。訂正処理では、履歴を作成しないこと。						<ul style="list-style-type: none"> <li>軽微な入力ミスなどへの対応として、最新の法人基本情報については訂正処理を可能としている。通常の異動処理では履歴が作成されるが、訂正では、履歴を作成せず、軽微な入力ミスなどで履歴が積みあがらないようにしている。</li> </ul>	
1.1.14	法人台帳を削除できること。法人台帳を削除する際に、申告・課税情報が登録されている場合はエラーメッセージを表示し、削除不可とすること。						<ul style="list-style-type: none"> <li>法人基本情報の不要、登録誤りなどの対応として法人基本情報の削除機能を定義するが、現に利用されている法人基本情報を削除することについては制限を設ける趣旨である。</li> </ul>	
1.1.15	連絡子法人のシステム管理項目にて、連絡開始、離脱日が管理 (設定・保持・修正) できること。連絡親会社の法人基本情報がある場合は、親法人を検索して、親法人の法人基本情報を管理 (設定・保持・修正) できること。						<ul style="list-style-type: none"> <li>連絡親法人の法人基本情報の登録がある場合には、連絡子法人の法人基本情報と紐つけて管理する機能を定義。連絡親法人の法人基本情報から連絡子法人へ事業年度などが自動反映できない場合にも検索・参照を容易にすることで業務負担を軽減させている。</li> <li>メモのみで管理する構成員もいたが、管理項目として必須とした。</li> </ul>	
1.1.16	被合併法人の台帳情報として、合併法人の法人台帳があれば登録情報を紐つけて表示できること。被合併法人は、合併日前日までの事業年度後の事業年度については自動で除却されること。 被合併法人は、合併日以降に開始する事業年度は申告登録できず、2.1.1から2.1.4までに定める申告書、納付書の作成及び2.1.21に定めるプレ申告データ作成 (eTAX連携) の対象とならず、申告登録もできないこと。	合併法人の台帳情報でも被合併法人の情報が照会できること。					<ul style="list-style-type: none"> <li>合併により消滅する被合併法人については、合併法人が法人基本情報に登録されている場合には紐つけて管理を行うこととしている。予定申告の引扱など、業務運用上での様々な用途を想定して当該機能を定義した。</li> <li>被合併法人は、合併日以降に開始する事業年度が存在しないため、申告登録を不可とし、申告書等の免送対象にもならないこととしている。</li> </ul>	
1.1.17	事業年度異動 以下の異動処理については、法人税法第14条の規定に基づきみなし事業年度が課税台帳に自動で反映されること。手入力による事業年度の修正もできること。 ■株式会社等の解散 (連結子法人を除く) ・事業年度開始の日～解散の日までで事業年度を自動計算 ・清算事業年度については、解散日の翌日～その事業年度終了の日まで (1年間) で自動計算 ■合併解散 ・事業年度開始の日～合併日の前日 ■株式会社等以外の解散 (連結子法人を除く)、株式会社等の破産 ・事業年度開始の日～解散 (又は破産手続開始) の日までで事業年度を自動計算 ・清算事業年度については、解散日の翌日～その事業年度終了の日まで (定款上の事業年度末日) で自動計算	実装すべき機能とされたもの以外の異動処理に係る法人税法第14条の規定に基づきみなし事業年度が課税台帳に自動で反映されること。手入力による事業年度の修正もできること。					<ul style="list-style-type: none"> <li>法人税法第14条の規定に基づきみなし事業年度について、標準仕様書では、法人基本情報の情報を正として事業年度を確定すべき、との考えに基づき、比較的多く発生する異動処理を実装すべき機能とした。</li> <li>一方で、全てのパターンを網羅することはシステムを複雑にすることから、その他の異動処理は実装してもしなくても良い機能とした。</li> <li>例として、清算法人の事業継続、公益法人等又は人格のない社団等の収益事業開始、公益法人等又は協同組合等になった場合又はその逆、連結納税加入/離脱、その他の異動処理があるが、本機能は業務効率化に大きく寄与することから、実装してもしなくても良い機能とすることで実装を妨げず、各社の創意工夫に委ねている。</li> </ul>	
1.1.18	eTAX利用届出内の納税者IDと法人管理番号を紐つけて管理できること。電子申告利用届が紐づけされている法人は、法人基本情報でその旨を確認できること。 不要になった場合、電子申告利用届の登録削除も出来ること。 ※eTAX利用届の管理については宛名管理システム等での管理も可能とする。						<ul style="list-style-type: none"> <li>※記載を検討中</li> </ul>	
1.1.19		eTAXから電子申請・届出データを取り込み、法人基本情報及び宛名管理システムの異動、更新ができること。					<ul style="list-style-type: none"> <li>eTAX電子申請・届出データの取り込みによる異動、更新機能。</li> <li>※記載を検討中</li> </ul>	

機能名称		仕様がたまたま			備考		【考え方・理由】	参考資料 2
		実装すべき機能	実装しなくてもよい機能	実装しない機能				
1.1.20.	除却処理	法人台帳からの除却処理ができること。除却された法人については参照のみ可能とし、当該事業年度以降の申告書の発送、課税対象とならないこと。除却状態を解除する、復活処理もできること。除却法人一覧が出力できること。			法人の除却とは、法人基本情報、課税情報の照会のみを可能とし、法人基本情報の異動で「復活」処理をしなければ修正等ができない状態とする。		市町村では、事務処理の便宜上の理由から、所在不明法人等を「除却」する処理を行っている。これに該当する場合は、各種台帳情報の照会のみを可能とし、課税対象から外すことにより業務の効率化を図っている。ただし、調査等で法人の所在が明らかになった場合には、除却の解除（復活）を行うため、これらの運用に関して要件化を行う。	
<b>2. 申告書交付</b>								
<b>2.1. 申告書内・納付書作成</b>								
2.1.1.	申告書・納付書作成（一括処理）	指定した決算年月の法人を対象に、申告書を一括で作成できること。 <一括出力対象> ・予定申告書 ・確定申告書 ・均等割申告書	中間申告書を一括作成の対象に含められること。清算予納申告書を一括作成の対象に含められること。		紙の申告書を効率的に発送するため、一括作成の機能を定義している。また、地方税法上は予定申告を義務としており、中間申告は法人の意思によること。中間申告書の印刷機能は実装しなくても良いとした。清算予納申告書についても、平成22年9月30日以前に解散した法人に限られ、現在は申告数が多いことから実装しなくても良い機能としている。なお、申告期限で作成対象を抽出するシステムも存在していたが、申告期限の延長法人について同じ決算年月の法人と送付時期が変わることから、決算年月で揃えることが望ましいとして定義した。			
2.1.2.		指定した決算期の申告書に対応する納付書を一括で作成できること。確定申告について、申告期限の延長が登録されている法人には、申告書用と見込納付用の2部を同時に出力できること。 <一括出力対象> ・予定申告書用 ・確定申告書用 ・見込納付用 ・均等割申告書用	中間申告書の納付書を一括作成の対象に含められること。清算予納申告書用の納付書を一括作成の対象に含められること。		申告書の一括作成に合わせた納付書を一括作成する機能を定義している。監査延長法人については、通常として見込納付を行うことから、確定申告書の発送に合わせて見込納付用の納付書を追加的に作成する。			
2.1.3.		指定した決算年月の法人を対象に、申告区分別に以下の条件で出力順を制御できること。申告書と納付書は、同一の順序で印刷できること。 【選択可能な出力順】 ・法人管理番号順 ・単独/分割法人順（延長の場合は延長有無を組み合わせる）に法人管理番号順 ・区内特別郵便の出力対応（郵便番号での出力）	社会福祉法人、更生保護法人、学校法人を選択して一括作成ができること。税理士別での出力対応ができること。		2.1.10. 地方税法施行令第7条の4ただし書の適用により、収益事業を行わない場合に非課税となる社会福祉法人、更生保護法人、学校法人について、同封物を変更する団体もあることから、実装しなくても良い機能として定義した。また、税理士ごとの関与法人について、関与税理士まとめて申告書を送付する団体が一部いることから税理士別での出力を実装しなくても良い機能とした。			
2.1.4.		法人基本台帳の情報をもとに、法321条の8第19項の規定により申告納付を行う法人については、均等割申告書（第22号の3様式）が出力されること。					均等割申告を行う法人には、法人基本情報をもとに均等割申告書を作成する機能を定義している。作成対象は、法人区分や課税区分をもとに判断する。	
2.1.5.	送付対象管理（一括処理）	申告書送付要/不要の管理ができ、申告書不要の法人については申告書一括作成時に対象外とできること。					法人基本情報に登録する申告書・納付書の要否を設定した場合は、申告書等の一括作成の対象から外れることで、不要な紙を送付しないことが可能。	
2.1.6.		予定申告書の一括作成は、以下に該当する法人を自動的に対象とできること。対象は普通法人のみとする。 ・前事業年度の法人税法の規定によって計算した法人税額（使途秘匿金の支出がある場合の法人税額の加算額、土地譲渡税額等及び特別控除取戻税額を除く。） ÷ 前事業年度の月数（端数切上） × 6 > 10万					予定申告書の作成対象（紙・電子）を定めたものであり、これがシステム上は「予定申告の義務のある法人」とみなしている。なお、法人税別表（「税引法人税額」など）、地方税法上の予定申告義務を正確に把握するための法人税額又は連結法人税額別表支払額は都道府県税通知などから把握するものであり、予定申告書の発送時期に間に合わない可能性があることから、第20号様式から判定できるなかでもっとも近い法人税額を使用することとした。	
2.1.7.		予定申告書の要否は申告書入力、法人基本情報からの個別登録もでき、前年度の法人税額が2.1.6.に定める金額以下の場合でも「要」フラグがある法人は一括作成の対象とできること。					翌期中間申告の有無について、法人基本情報並びに確定申告書の登録画面から登録することで、予定申告書の発送対象に個別に指定することを可能とした。また、法人基本情報だけでなく、確定申告書入力の流れで登録することで画面操作を減らし、業務効率化を可能としている。	
2.1.8.		申告書・納付書の一括作成時に、以下の法人は作成対象外とすることを一括設定できること。 ・eTAX利用法人（申告書は作成対象外。納付書は一括作成の対象としない/指定なしを選択可能） ・事務所等なしの法人（事務所等が無い状態となった翌事業年度以降の申告書・納付書は対象外とできること）	中間申告書の送付が必要な法人を管理できること。中間申告書「要」と登録された法人は予定申告書一括作成の対象外となること。また、リスト等で発送月別に抽出できること。		中間申告書は、法人の意思によることから、一括作成・個別発行ともに「実装しなくても良い機能」としている。法人より中間申告書の送付を求められている場合には、法人基本情報で発送対象の申告書を選択することで、予定申告書の送付ではなく中間申告書を送付する（排他関係）。			
2.1.9.		申告書・納付書の一括作成時に、以下の法人は作成対象外とすることを一括設定できること。 ・eTAX利用法人（申告書は作成対象外。納付書は一括作成の対象としない/指定なしを選択可能） ・事務所等なしの法人（事務所等が無い状態となった翌事業年度以降の申告書・納付書は対象外とできること）	申告書・納付書の一括作成時に、以下の法人は作成対象外とするかを一括設定できること。 ・電子申告義務のある特定法人（申告書は作成対象外。納付書は一括作成の対象としない/指定なしを選択可能）		申告書の送付は各自自治体で行政サービスの一環として行われているものであり、その対象とする法人の範囲は各自自治体の判断に委ねることが適切である。したがって、法人基本情報には個別の設定機能を定義しているところであるが、eTAX利用法人には申告書・納付書の送付をしない、などのような、コスト削減やペーパーレスなどの各自自治体の方針に合わせて一律の設定を可能としている。電子申告義務のある特定法人についても、紙の送付が当然に不要となるが、これらは既に電子申告を利用している場合が多いことなど申告書作成時に当該法人の特定を行わずとも業務上の支障は大きくないことから、実装しなくても良い機能とした。			
2.1.10.	申告書送付先・宛名シール作成	決算期を指定して、法人基本台帳に登録されている送付先宛名（窓空き封筒対応）を出力した申告書案内通知を一括出力できること。法人基本情報で、申告書・納付書ともに送付不要の法人については、申告案内文書が作成されないこと。個別での出力もできること。	送付先宛名に対応する宛名シールを作成できること。上記は、一括処理、個別処理にも可能なこと。		標準仕様書では、申告書の送付に「申告案内文書」を活用する想定であり、更正決定通知書や各種外部横票は窓空き封筒に対応する宛名を出力する。そのため、宛名シールは窓空き封筒を利用する団体など、他の機能の補完的な用途であることから、実装しなくても良い機能としている。			
2.1.11.	申告書同封資料作成（一括処理）	決算期を指定して、法人基本台帳に登録されている送付先宛名（窓空き封筒対応）を出力した申告書案内通知を一括出力できること。法人基本情報で、申告書・納付書ともに送付不要の法人については、申告案内文書が作成されないこと。個別での出力もできること。 <対象申告書> ・予定申告書 ・確定申告書 ・均等割申告書 申告案内文書の案内文に、概ねxx字程度の任意の案内文を職員が保守できる機能を有すること。	税理士宛の案内通知も出力できること。中間申告書を対象とできること。清算予納申告書を対象とできること。 納付書一体型申告書を送付する団体において、申告案内文書を作成しない運用が可能なこと。 ※納付書一体型申告書では、送付先が用紙に出力されることから、申告案内文書を使用しない運用を行う場合があるため。		決算年月を指定して申告書・納付書を作成する際、窓空き封筒に対応した送付状を作成して送付する運用への対応機能を定義。また、再送や引換後の個別発送への対応として、法人や事業年度に対応する案内文書を個別出力できる機能を定義。			
2.1.12.	申告書送付対象法人抽出	指定した決算期で申告義務のある法人を抽出し、申告書送付リストを作成できること。申告書送付リストは、予定、確定、均等割を対象とし、申告区分別に一括化できること。	中間申告書の発送対象法人をリストで確認できること。清算予納申告書の発送対象法人をリストで確認できること。		申告書の送付要否に関わらず、申告義務のある法人を抽出する。なお、予定申告書と中間申告書は排他的関係にあることから、どちらを送付するか確認することが望ましいが、標準仕様書では中間申告書の作成機能を実装しなくても良い機能としていることから、本機能においてもその考え方を踏襲する。			
2.1.13.	申告書発送情報管理	申告書、納付書、申告案内文書の発送履歴（発送年月日、発送有無）が法人・事業年度ごとに管理できること。	発送状況は帳票出力年月日（又は任意の日付）で自動設定され、発送有無・発送年月日の修正登録もできること。		法人からの問合せに迅速に対応するため、全年度見直しでも要望が多かった申告書等の発送履歴管理を必須とした。なお、全団体の運用上で一括作成後に引換処理を行っていること、印刷から発送までのタイムラグから、印刷履歴と発送状況は厳密には異なるが、運用の効率化などに鑑み、発送日の任意設定機能、発送履歴の修正機能は実装しなくても良い機能とした。			
2.1.14.			発送履歴は、CSV等の加工可能なデータ形式で抽出できること。（EUC機能でも可）					
2.1.15.	申告書・納付書発行（個別処理）	法人の申告区分、事業年度を指定して申告書・納付書を個別発行できること。送付済の法人、過年度分についても再発行できること。						
2.1.16.			納付書を個別に発行する際、出力する税額を任意に修正できること。		納付書の出力内容の編集機能。個別発行する際に金額等を入力して、納付書に出力できる機能。		問合せを受けて個別に納付書を発行する際に、金額情報を入力することで、納税者の税額記載の負担軽減や正確性の向上に寄与する。ただし、手書きの納付書で運用することも足りるため、実装しなくても良い機能とした。	
2.1.17.	予定申告書出力項目	一括作成する予定申告書に、以下を出力できること。一括作成時の出力項目は任意に設定が可能なこと。個別作成において、プランク発行（フォームのみ）、法人名・所在地・法人管理番号・法人番号・申告区分のみの発行もできること。 <出力項目> ・法人管理番号 ・法人番号 ・法人名 ・所在地 ・事業年度 ・申告区分 【予定申告額】 ①前事業年度又は前連結事業年度の法人税割額（②の金額） ・②予定申告税額 ④この申告により納付すべき法人税割額 ⑤均等割月数 ⑥均等割額 ⑦この申告により納付すべき市町村民税額 【前事業年度又は前連結事業年度の法人税割額の明細】 ⑧課税標準となる法人税額又は個別帰属法人税額 ⑨法人税割額 ⑩市町村民税の特定寄附金税額控除額 ⑪外国関係会社等に係る控除対象所得税額等相当額又は個別控除対象所得税額等相当額の控除額 ⑫外国の法人税等の額の控除額 ⑬仮装経理に基づく法人税割額の控除額 ⑭租税条約の実施に係る法人税割額の控除額 ⑮納付すべき法人税割額 ⑯⑮のうち特別控除取戻税額等又は個別帰属特別控除取戻税額等に係る法人税割額 ⑰差引法人税割額 ・前期末現在の資本金の額又は出資金の額 ・前期末現在の資本金の額及び資本準備金の額の合算額 ・前期末現在の資本金等の額			予定申告書において、システムから出力・計算可能な項目は、出力を必須とする。均等割月数を出力していない団体もあるが、予定申告書に均等割額を出力しない場合、均等割額の申告納付もれが多発するという意見が多く、均等割額を出力可能とした。ただし、こうした団体ごとの運用差異に対応できるよう、出力項目は団体ごとに設定できる機能を必須とした。また、適格合併した合併法人などで法人住民税システムで予定申告額が計算できないケースなどへの対応として、個別作成時には金額情報を入力しない申告書を作成できることとした。			

機能名称		仕様がたまたま			備考	【考え方・理由】	参考資料 2
		実装すべき機能	実装しなくてもよい機能	実装しない機能			
2.1.18.	確定申告書出力項目	一括作成する確定申告書に、以下を出力できること。一括作成時の出力項目は任意に設定が可能。個別作成において、フォーム発行（フォームのみ）、法人名・所在地・法人管理番号・法人番号・申告区分（確定・修正）のみの発行もできること。 <出力項目> ・法人管理番号 ・法人番号 ・法人名 ・所在地 ・事業年度 ・申告区分 ・既に納付の確定した当期分の法人税割額 ・既に納付の確定した当期分の均等割額					
2.1.19.	納付書出力項目	一括作成する納付書に、以下を出力できること。一括作成時の出力項目は任意に設定が可能。個別作成において、フォーム発行（フォームのみ）、法人名・所在地・法人管理番号のみの発行もできること。 <出力項目> ・法人管理番号 ・法人番号 ・法人名 ・所在地 ・年度 ・事業年度 ・申告区分 ・納期限  <プレプリント可>（OCR用紙の場合） ・市町村コード（納付書上部） ・都道府県、市町村名（納付書上部） ・口座番号 ・加入等（会計管理者） ・指定金融機関名 ・取りまとめ局					
2.1.20.		予定申告の納付書には、以下を出力するかを任意に設定できること。 ・法人税割額 ・均等割額 ・合計額					予定申告書では、納付税額を市町村で計算して送付することが可能なため、同封する申告書には税額出力も可能とすることで、納付税額のミス防止などの業務効率化に繋げる。 また、2.1.18のとおり均等割額の出力は、団体により運用が分かれるため、出力項目は任意に選択できることを必須とした。
2.1.21.	プレ申告データ作成（eLTA連携）	eLTA利用法人について、プレ申告データを抽出・作成し、eLTA連携ファイルが作成できること。プレ申告データ作成対象法人をリストで出力できること。					eLTAの普及に鑑み、プレ申告データの作成機能を実装すべきとして定義した。
<b>2.2 申告書登録・課税作成</b>							
2.2.1.	申告書登録基本	該当する法人、事業年度、申告区分を指定して、法令に定める申告書、みなす申告、見込納付等、申告情報の登録・管理ができること。申告ごとに、申告年月日が管理できること。同一事業年度内の申告情報は時系列に管理できること。	以下の申告書情報の登録・管理ができること。 <対象申告書> ・退職年金積立金に係る中間申告 ・退職年金積立金に係る修正中間申告 ・退職年金積立金に係る確定申告 ・退職年金積立金に係る修正確定申告 ・特定信託に係る予定申告 ・特定信託に係る確定申告 ・特定信託に係る修正確定申告 ・清算予納申告 ・修正清算予納申告 ・残余財産分配等予納申告 ・修正残余財産分配等予納申告 ・清算確定申告 ・修正清算確定申告				申告年月日により、期限内・期限後の判断を行う。不申告加算はないが、延滞金の計算に影響する。 中間申告については、申告書の作成機能は実装しなくてもよい機能としているが、申告区分並びに申告登録は実装すべきと整理している。 同一事業年度内に、予定、確定、修正、更正があった場合には時系列で管理し、課税状況照会などのシステム画面上で事業年度ごとにどのような課税状況かを一目で確認できる状態が望ましいことから、時系列管理の機能要件とした。 予定・中間・みなす・確定・修正・均等割・見込納付以外の申告情報については、現在課税が停止されている退職年金積立金に係る申告又は修正前の地方税法の規定による申告である。 これらは、現在その申告の提出がない、或いは対象となる法人が現存する法人から増加することなく、その申告件数も少ないため、実装しなくてもよい機能とした。ただし、これらの専用の申告画面を用意しない場合も、実装すべき機能とした申告区分で対応できることが必要になる。
2.2.2.	重複管理	申告情報の登録時に、同法人・同事業年度・同申告区分が入力されている場合は重複申告のチェックができ、入力できないこと。（修正申告・更正処理を除く） みなす申告・予定申告・中間申告については同一申告区分として重複申告のチェックができ、入力できないこと。					同一事業年度における同一での申告区分は、再修正、再更正のみであり、それ以外のものについては重複チェックを掛けることで、調定の整合性を担保する。仮に、確定申告書が複数回提出された場合には、どの申告書を採用するかを判断して登録することが求められる。 なお、みなす申告・予定申告・中間申告は排他関係にあることから、同様に重複チェックの対象とする。
2.2.3.	訂正・削除	各事業年度の最新の申告情報について、訂正入力（入力内容の修正）、削除ができること。			修正申告と区別するため、修正ではなく「訂正」としている。		申告入力の誤りなどにより、事後的に訂正入力を行う場合がある。標準仕様書では、原則として同一事業年度内の最新課税について訂正できることとしており、例として確定申告後に修正申告の提出がある場合は、修正申告の情報を更新できることとしている。 前提として、訂正という意思決定行為を行ったあとの申告情報を無闇に変更することは望ましくないものの、主に調定額に影響がない情報について、何らかの理由で事後的に情報を変更したい場合もあることから、一定の柔軟性を持たせる趣旨である。 また、申告期限内に、確定申告書が再提出される場合も運用上は発生することから、最新事業年度の削除をして再登録を行うなどの運用を可能としている。 この場合においても、調定年月が過年度にあたる申告情報を変更することは、決算済の情報を変更することになるため、訂正・削除処理ができるのは、現年度内に限定している。 また、訂正・削除が発生した場合には、取納管理業務との整合性を図ることを必須とする。
2.2.4.		申告の訂正入力・削除ができること。その場合、調定の訂正・削除などで調定の整合性が保てること。					
2.2.5.		過年度調定分に係る申告情報は訂正・削除できないよう制御すること。					
2.2.6.			調定の訂正・削除について、当該調定に対する納付がある場合はエラーとする仕組みを有すること。取納管理にて、納付額の取消があった場合に訂正可能とすること。				
2.2.7.	メモ機能	課税台帳に備考・メモ機能を有すること。 メモは、法人ごとに複数管理ができ、メモごとに300文字以上の任意文字列の入力、メモタイトル、入力年月日、入力者が登録できること。 過去に登録したメモの修正、削除もできること。					
2.2.8.	申告書入力様式	申告書の様式ごとに入力画面を用意し、様式別に申告入力ができること。（異なる申告書でも、入力項目を共通化できる場合はこの限りではない）					各申告区分の入力項目は、申告書様式に対応したものとす。 予定申告と確定申告などは入力画面が異なるが、例として確定申告と修正申告において、確定申告時には申告基礎項目は表示されるものの非活性にするなど、各申告区分で適切な入力処理が行える場合は共通的な画面を実装することも差し支えない。
2.2.9.	申告入力（共通）	法人基本情報の法人区分等の登録内容から、非課税や均等割の最低税率適用を判断し、申告書入力時に自動設定できること。	課税免除の対象となる法人は、申告登録の際に注意喚起ができること。処理の継続もできること。				法人基本情報の登録内容をもとに、適切な申告受付処理ができることが求められることから、非課税や適用税率についても自動判断することとしている。
2.2.10.		法人の現況に応じた事業年度開始、終了を自動表示して入力できること。 均等割月数、資本金等、申告延長月数、その他申告に必要な項目について、法人基本情報から流用できる情報が初期設定されること。					法人基本情報をもとに計算できる内容については、正確性の確保の観点から自動設定ができる機能としている。
2.2.11.		法定納期限、申告期限の延長を加味した申告期限を自動計算できること。自動計算においては休日や考慮して計算すること。					申告期限や法定納期限は、法人基本情報などから自動計算できるものであるから、職員による修正は想定せず、自動計算項目としている。
2.2.12.		均等割税率については、法人基本情報の法人区分等をもとに自動設定できること。 法人税割税率については、当該申告法人の事業年度に合わせて自動設定できること。					法人基本情報をもとに計算できる内容については、正確性の確保の観点から自動設定ができる機能としている。
2.2.13.		不均一課税を行う自治体においては、以下の項目等を基にした税率の自動設定ができること。 ・資本金の額又は出資金の額 ・資本金の額及び資本準備金の額の合算額 ・資本金等の額 ・課税標準となる法人税額又は個別帰属税額 ・法人区分					法人税前の税率については公益上その他の理由から、不均一の税率による課税を実施している団体がある。 不均一課税の適用にあたり、各団体で条件としている項目を列挙している。
2.2.14.		法人基本情報で管理する資本金、従業員数を参照して申告書入力を行うこと。資本金等の額又は資本金、資本準備金の合算額若しくは出資金と市町村内の従業員数から、均等割の号数判定を自動で行い、自動計算・入力できるとともに申告入力の税額チェックができること。均等割号数は手動でも変更できること。					標準仕様書では、資本金などの項目について、申告書と法人基本情報を相互に反映する仕組みを想定している。法人基本情報で登録されている資本金などから、法人均等割の号数を自動で計算することで、業務の効率化と正確性を確保している。
2.2.15.		最新事業年度の確定申告書の入力に合わせて、以下の項目を法人基本情報に反映する/しないを選択できること。 ・全従業員数（①） ・当該団体従業員数（②） ・税率適用従業員数（③） ・均等割月数 ・均等割税率 ・資本金 ・資本金等 ・資本金及び資本準備金の額の合算額	法人基本情報への反映は、全確定申告に対する一律の設定とできない。 法人基本情報と異なる場合は、登録時に注意喚起を行う。帳票出力を行うなど、法人基本情報を更新したことを確認できる仕組みを有すること。	実装すべき機能に関して、以下のように様々な方式があるが、実装方法については問わない。 ・全申告で一律設定する方式 ・申告ごとに一律で反映有無を選択できる方式 ・申告ごと・項目ごとに反映有無を選択できる方式			確定申告書のうち、法人基本情報と共通する項目について、申告情報の登録を行い法人基本情報へ反映する機能を定義する。法人基本情報への反映有無は、団体ごとの考え方が異なることから、設定により団体ごとに異なることとしている。 また、法人基本情報へ反映する方式は、大きく以下の3パターンが考えられるが、そのいずれでも業務運用が可能ことから「実装すべき機能」では方式は問わない。ただし、申告ごとに更新できると同一団体内でも業務担当者ごとに運用が変わる可能性があることから、一律設定できることを「実装しなくてもよい」機能とした。  <法人基本情報へ反映させる方式> ・全申告で一律設定する方式 ・申告ごとに一律で反映有無を選択できる方式 ・申告ごと・項目ごとに反映有無を選択できる方式  また、申告書の情報を一律で反映させても問題ないとする団体であっても、資本金など電子申告の義務に影響する項目が誤って登録される可能性があることから、法人基本情報の登録内容を変更した箇所はリスト等で確認できることが望ましいとして、実装しなくてもよい機能と定義した。  なお、標準仕様書の基本的な考え方は、事業年度は法人基本情報をもとに作成されるものであり、申告登録に起因して事業年度や決算期、法人区分などの基本的な情報を法人基本情報へ反映させることはしない。（例外的に、残余財産確定事業年度においては申告登録時に事業年度を変更するが、これも法人基本情報へ反映するものではない）



機能名称		仕訳されたとき			備考	【考え方・理由】	参考資料2
		登録すべき機能	登録しなくてもよい機能	登録しない機能			
2.2.16.		【※機能区分を検討中】申告書登録から法人基本情報を更新する場合、更新履歴を作成できること。異動日は申告日とすること。	【※機能区分を検討中】申告書登録から法人基本情報を更新する場合、更新履歴を作成できること。異動日は申告日とすること。				
2.2.17.				最新事業年度の申告登録時に、事業年度を任意に変更できる機能。また、申告登録時に変更した事業年度を、法人基本情報へ反映できる機能。	実装しない機能について、法人基本情報の登録内容を事業年度算定の正とするため。	本機能は、申告書に記載された事業年度が法人基本情報と異なる場合に、申告書の事業年度を正として法人基本情報を書き直す機能であるが、標準仕様書では、法人基本情報の登録内容に基づく事業年度を正すべきであるとの考え方をしている。仮に申告書に記載された事業年度が法人基本情報と異なる場合には、申告税額について強制入力による一時的な対応を認めることがあったとしても、その事業年度が適正か否かについて納税義務者の確認と調査を行うべきであり、その事業年度を正として法人基本情報を更新すべきではないことから、実装しない機能とした。	
2.2.18.		翌期中間申告の要否(要/否/指定なし)を登録することで、法人基本情報に反映されること。				予定申告義務のある法人は、申告登録情報から自動判定できる機能を定義しているが、申告書の「翌期中間申告の要否」に要として申告した法人について確定申告の申告登録時に入力できる機能を定義。これにより、翌期に予定申告義務のある法人として登録され、申告書・プレ申告データの発送対象となる。なお、団体の運用により、当該申告内容を登録せずに申告書の法人税額等をもとに判定する場合もあることから、指定なしを選択できることとしている。	
2.2.19.		監査延長法人の申告期限延長の有無とは区別して、災害等による申告延長の有無・期間(延長後の申告期限)を登録できること。 監査延長法人の申告期限延長の有無・期間は法人基本情報に反映されること。 災害等による延長については、法人基本情報には反映されないこと。(翌事業年度の申告時に継続しないため)				監査延長法人については、法人基本情報、申告登録のいずれからも登録でき、申告情報として登録されたものは法人基本情報に反映され、当該事業年度以降に開始する事業年度においても申告期限を延長する。収納管理で個別に納期限を延長する運用も存在していたが、業務フロー効率化の観点から課税業務で登録可能とした。 また、災害等による申告期限の延長については、複数の事業年度にわたって継続して期限延長を認めるものではないことから、監査延長法人とは明確に区別するとともに、次の事業年度に影響させないため法人基本情報へも反映しない。	
2.2.20.		均等割の月割計算に関して、みなし事業年度の適用、事業年度途中の事務所開設・廃止により12か月に満たない場合は、法人基本情報の登録内容から月割計算が自動ででき、設定されること。 また、手動で月数を変更した場合、再計算され、自動で設定されること。法人基本情報から自動計算した月数と異なる申告については、注意喚起をした上で、継続処理も出来ること。				法人基本情報の事務所開設日や、みなし事業年度をもとに、均等割月数を自動計算することで、業務の正確性と効率性を確保する。	
2.2.21.		事務所等を有さない法人(清算中の状態でも事務所等を有さない場合を含む)について、事務所等の所在期間に応じた均等割月数が任意で入力でき、修正した場合も月数から均等割額が自動計算されること。 なお、均等割月数は自動表示せずに任意に入力し、事業年度の月数と均等割月数が異なる場合は注意喚起をした上で処理の継続もできること。				当該事業年度内に事務所廃止や人的・物的設備、継続性の事務所等の要件を欠いた法人について、事業年度と異なる均等割月数で申告される場合があることから、任意の月数を入力できるとともに、その申告の妥当性の確認を促すため注意喚起を行うこととしている。 なお、任意での入力とは、個別入力する際に初期表示されるのではなく、申告税額の確認を促すため、空白で表示することを意図するとともに、自動計算される月数と異なる場合には注意喚起をする仕組みを定義する。	
2.2.22.		【指定都市要件】行政区ごとに均等割登録ができること。行政区ごとに、均等割の月数を登録し、税額計算ができること。前事業年度の最新申告情報をもとに行政区毎の均等割月数を表示し、入力時に修正もできること。月数計算は、行政区ごとの事務所開設・廃止日を登録して自動計算ができること。法人の行政区ごとの課税状況が参照できること。				指定都市においては、行政区単位で均等割が課税されることから、行政区ごとの税額計算機能を定義した。	
2.2.23.		課税標準額、法人税割額、各種控除額、分割基準等を入力し、申告額が自動計算結果と合っているかをチェックした上で登録処理が行えること。入力した金額に誤りがある場合はアラートとなり、不一致箇所を表示できること。 自動計算と異なる金額についても、強制入力ができること。				強制入力については、団体固有の政策的な減税による他、確定申告書等が提出された際に税額誤りがある申告書を一時的に受理できる状態を作るために必要との意見が自治体、事業者ともに見られたことから、強制入力を実装すべき機能として定義した。	
2.2.24.		申告書(修正申告含む)の入力時に、電子申告である旨の登録ができること。eLTA連携により登録されたデータは、自動的に電子申告の旨が登録されること。課税状況を照会した際に、電子申告による申告か否かが画面上で確認できること。				電子申告を利用する法人には、紙の申告書等が必要ないことから、電子申告の旨を登録できる機能を定義する。 電子申告の旨を管理項目として有することで、問合せへの対応や電子申告の利用状況の把握に活用することを想定する。	
2.2.25.			申告登録時に、特定法人であることが画面上で判別できること。株式会社等、公益法人等、協同組合等については、「前事業年度の資本金の額」による判定を可とする。			電子申告の義務のある特定法人については、紙の申告書で本来受付しないことから、申告登録時に該当の特定法人かを確認できる機能を定義する。また、当該事業年度開始時点の資本金を判定する費用対効果も考え、申告情報として登録されている前事業年度末時点の資本金の金額を代用することでも問題ないとした。 なお、大法人を中心に既にeLTAの利用が一定程度進んでいることから、実務上は必須ではないとして「実装しなくてもよい機能」とした。	
2.2.26.	申告入力(確定申告書)	申告入力時に同一事業年度の「既に納付の確定した当期分の法人税割額・均等割額」など、前回の課税情報から流用できる項目は自動的に初期設定されること 見込納付が入力されている場合は、見込納付額も表示するが、見込納付額は確定申告入力時に修正もできること。				前回の課税情報から引用できる項目は、業務効率化のために引用して登録する。 見込納付については、課税業務としては必須ではなく、申告登録しない団体が多く、仮に登録されている場合でも確定申告の登録時に修正できることが必要とした。	
2.2.27.			見込納付に関する納付書取納データを取り込み、法人住民税システムに見込納付の申告情報が一括で登録できること。(申告区分は見込納付とする)			見込納付は申告ではないことから、ほとんどの自治体では調定処理をしていないが、一部自治体で納付データをもとに法人住民税システムで調定処理を行う運用をしているため、これに対応する機能を定義した。 なお、これは確定申告の入力のためではなく、あくまで調定処理、調定見込の算定という団体固有の運用を目的としたものであることから、確定申告時の見込納付額の表示とは明確に区別して定義した。	
2.2.28.		外国の法人税等の額の控除額について、控除外国税額(市町村民税分)、市町村内従業者数、全従業者数を入力することで、控除額が自動計算されること。 控除外国税額(市町村民税分)、市町村内従業者数、全従業者数を入力せず、控除額のみを入力して税額計算することもできること。 控除額のうち標準税率相当分、超過税率相当分を自動計算できること。	控除未済額の管理(設定・保持・修正)ができ、翌事業年度以降の申告においても計算後の控除未済額が参照ができること。更正等の処理時にも控除未済額が適切に管理できること。			外国の法人税額等の額の控除について、明細を詳細に管理する要望と、全ての項目を入力することへの事務負担を考慮し、入力は必須ではないものの管理機能は実装すべきとした。 控除未済額についても、明細情報をシステム管理せずに運用する団体もいることから、実装しなくてもよい機能とした。	
2.2.29.		特定寄附金税額控除額、仮装経理に基づく控除額の金額を入力し、税額計算が行えること。租税条約の実施に係る控除額を入力し、税額計算が行えること。 特定寄附金の額を管理できること。寄附件数を管理できること。	仮装経理に基づく控除額の未済額が管理(設定・保持・修正)でき、翌事業年度以降の申告においても計算後の控除未済額が参照ができること。更正等の処理時にも控除未済額が適切に管理できること。			第20号様式に規定する各種控除項目を入力する機能を定義した。これらは、控除明細を入力せずに、第20号様式の金額だけでも申告登録が出来ることを前提とする。 なお、特定寄附金の額、寄附件数は課税状況調べに必要となる項目であるが、多くの団体では寄附金控除があった申告書を選べて金額・件数を確認していたことから、団体の運用によっては申告登録時に明細情報を入力することも可能とした。 仮装経理の控除未済額については、明細情報をシステム管理せずに運用する団体もいることから、実装しなくてもよい機能とした。	
2.2.30.		法人基本情報が分割法人となっている法人の申告は分割基準の内訳を入力でき、入力した内容が法人税割の計算に適用されること。分割法人については分割基準が入力されていない場合、アラートとなり、処理は継続できること。 申告入力時に法人基本情報の分割区分の登録内容を表示し、申告入力時に修正できること。				分割法人については、支店の開廃等により、事業年度単位で状況が変わることがあるため、法人基本情報を参照しつつも申告登録時に変更できる機能を定義した。 特段の届出等がなく単独・分割の変更をしている場合もあるため、法人基本情報との不一致には注意喚起のみ行うことで、申告チェックの正確性と効率性を担保している。	
2.2.31.	申告入力(修正確定申告書)	確定申告書入力と同等の入力機能を有し、申告額を入力して既に確定した税額との差額を自動計算できること。				-	
2.2.32.		修正確定申告の入力時に、以下を管理できること。 ・国税の申告基礎(更正決定/修正申告) ・国税処理日(更正年月日/修正申告年月日)				修正申告の登録時には、申告基礎の内容を入力することで、延滞金の計算に必要な情報を収納管理に連携する。なお、申告基礎が入力されることで、システム上は義務修正と判断する。	
2.2.33.		修正申告時は、税額が減額となる入力をエラーとすること。				-	
2.2.34.	申告入力(中間・修正中間申告書)	確定申告書入力と同等の入力機能を有し、仮決算による中間申告書を入力、修正できること。				-	
2.2.35.	申告入力(予定・修正予定申告書)	予定申告入力時に、前事業年度の申告内容、予定申告額を自動表示できること。				-	
2.2.36.		予定申告額は、手入力、自動表示後の金額の修正もできること。				-	
2.2.37.		予定申告書の入力が行われている場合は、前回予定申告額を「既に納付の確定した当期分の法人税割額」に自動表示した上で、差額の計算・入力処理ができること。				-	
2.2.38.	申告入力(みなす申告)	予定申告対象法人について、申告期限以降に申告する法人は、みなす申告処理ができること。 申告入力時は申告期限(申告年月日)、予定申告額を自動表示し、予定申告書入力と同等の処理で入力できること。				予定申告の義務があるとしてシステム上で対象になる法人について、未申告法人を確認してみなす処理を行うことを想定している。	
2.2.39.			みなす申告入力後に、みなす予定通知書、みなす予定決議書、みなす納付書が出力できること。			みなす予定通知書は法律上求められる事務ではなく、自治体のサービスの一環、あるいは納付交渉前の連絡手段として利用されるものである。みなす申告処理自体は行政処分にあたらず、納付がない場合には通知書を送付せずに滞納整理を行う(督促状の送付)団体もあることから、実装しなくてもよい機能とした。	
2.2.40.			予定申告の義務がある法人のうち、未申告のものについて、複数選択するなど一括でみなす予定申告の処理ができること。			予定申告の義務がある法人のうち、未申告法人でみなす申告を行う必要がある場合、実装すべき機能では通常の予定申告と同様に1件ずつ処理することを想定している。 当該機能は、未申告であるみなす処理対象法人をシステム画面上で一括して複数選択することで、大量にみなす申告処理を行う団体において、業務効率性を向上させるための機能であり、その処理件数によって必要性が変わることから実装しなくてもよい機能としている。	
2.2.41.	申告入力(均等割申告書)	様式に合わせて入力、修正ができること。 申告入力時に納期限が4月30日(休日考慮)で固定できること。				均等割申告の納期限は4月30日で固定されていることから、システム上も固定とする。	
2.2.42.	申告一括処理(パンチデータ入力処理)		申告書パンチデータファイルを一括で取り込み、課税情報の更新、調定を行い、申告書取込結果リストを作成できること。このとき、申告された事業年度、法人税額などをもとに、法人基本情報の登録有無・事業年度等の形式チェック、申告税額が適正かをチェックできること。誤りがある申告書についてはエラーとなり、申告エラーリストが出力されること。			eLTAでの申告が普及していることから、eLTAデータの取込を必須化する一方で、紙申告書についてはオンライン画面での個別登録処理を想定している。ただし、紙申告書の件数が多い一部自治体では、申告書のシステム入力業務を委託しているケースがあり、所定のレイアウトに基づくCSVファイルでの一括取込を必要とする。これについて、限られた団体でのみ実施する業務であることから、実装しなくてもよい機能としている。	

機能名称	仕訳書たたき合			備考	【考え方・理由】	参考資料 2
	実装すべき機能	実装しなくても良い機能	実装しない機能			
2.2.43.		ハンテータの一括取込でエラーとなった申告情報については、個別にシステム上で修正して登録できること。修正登録された情報により課税情報の更新・調定ができること。 (最新事業年度の申告入力しようとするエラー分の申告内容が初期表示される、整理番号を自動付番してそれを基に申告エラー修正画面に展開できるなど方式は問わない) 法人基本情報がない申告情報については、法人基本情報を登録した後の法人管理番号で紐づけることで課税情報に登録・調定できること。				
2.2.44.		申告書ハンテータファイルを一括で取り込んだ際、翌期中間申告の要否など、個別申告入力と同様に法人基本情報の異動登録(履歴作成)ができること。異動日は申告年月日とすること。				
2.2.45.	申告一括処理 (eTAX連携) ・税額計算エラー(申告データとシステム上計算された税額の不一致) ・ID紐づけエラー(法人台帳に登録がない納税者ID) ・重複データエラー(同一年度・同一申告区分のデータがあるもの) ・事業年度エラー					
2.2.46.	eTAXの一括取込でエラーとなった申告情報については、個別にシステム上で修正して登録できること。修正登録された情報により課税情報の更新・調定ができること。(最新事業年度の申告入力しようとするエラー分の申告内容が初期表示される、整理番号を自動付番してそれを基に申告エラー修正画面に展開できるなど方式は問わない) 法人基本情報がない申告情報については、法人基本情報を登録した後の法人管理番号で紐づけることで課税情報に登録・調定できること。				eTAXデータの取込後、エラーとなった申告書が否かで業務内容が変わるが、ここではエラーとなった申告書を順々に個別処理で確認していく運用を想定している。エラーが解消されたのちに、通常の申告書取込と同様に課税登録、調定処理がされることを定義している。	
2.2.47.	【※機能区分を検討中】 申告書登録から法人基本情報を更新する場合、更新履歴を作成できること。異動日は申告日とすること。	【※機能区分を検討中】 申告書登録から法人基本情報を更新する場合、更新履歴を作成できること。異動日は申告日とすること。				
2.2.48.	eTAXから以下の申告書データを取り込めること。 <対象申告書> ・確定申告書 ・中間申告書 ・予定申告書 ・均等別申告書				eTAXからは、申告書データ取込を必須として、入力自体が必須とならない各種明細は実装しなくても良い機能とした。	
2.2.49.		eTAXから、各種申告書別表データを取り込めること。				
2.2.50.		税額計算は、「実装すべき機能」として定義する申告区分について適用する。「実装しなくても良い機能」のうち、eTAXで対応している申告区分のエラーチェックは、同様に「実装しなくても良い機能」とする。			実装すべき機能として管理する申告区分でのエラーチェックは必須であり、eTAXでのその考え方は共通する。	
2.2.51.		eTAX等の外部データを取り込み、選付口座情報を更新できること。				
<b>2.3. 法人税連携・申告書連携</b>						
2.3.1.	都道府県税連携による申告確認(一括処理)	eTAXの都道府県税通知データを取り込み、通知データと法人住民税システムの各課税データを突合して、申告課税内容のチェックができること。 県税通知データが過去の取込データと重複する場合は、重複エラーとする。		申告是認時の具体的なチェック対象項目は継続検討中	都道府県税からeTAX経由で届くデータを取り込み、申告情報と突合することで、適正課税の推進に寄与する。本機能は、以下の2点を達成するための機能である。 1. 通知との不一致箇所の抽出 2. 確認(処理)済情報の状態管理	
2.3.2.		法人番号、納税者IDをキーにして、法人基本情報に登録されている法人が否かをチェックできること。未登録の場合は、未登録エラーとして、未登録法人リストを出力できること。			課税標準額通知が送られてきた法人について、システム登録がされているかを確認することで、未登録法人の捕捉などに繋げる。	
2.3.3.		法人基本情報の以下の項目を照合してチェックできること。不一致の場合は、不一致箇所をリスト出力できること。 ・法人名称 ・通知区分 ・法人区分 ・申告延長月数			課税標準額通知が送られてきた法人について、システム登録されている法人基本情報と突合することで、法人の異動状況を確認する。	
2.3.4.		各事業年度の最新課税の情報と突合し、課税計算チェックができること。突合先の申告がない場合は、エラーとして該当の通知を確認できること。 課税標準額や資金など、税額計算に影響がある内容を突合し、不一致の場合は不一致箇所を確認できること。 重加算税・重加算対象、仮装経理に基づく法人税額等、租税条約対象法人税額等がある場合はエラーとして、リスト等で確認できること。 該当事業年度の申告書履歴がある場合は、内容を突合し、不一致箇所はリスト等で確認できること。			システムコストや業務効率性を考慮して、突合対象は各事業年度の最新課税とする。したがって、同一事業年度に修正申告がある場合に、都道府県税から確定申告に関するデータが送付されてきた場合は、課税標準額の不一致などでエラーとして個別確認の対象とする。 仮装経理、租税条約の対象となる法人税額がある場合には法人住民税においても更正対象となることから、適正な処理を促すため確認対象としている。 重加算税がある場合には延滞金の除算期間が変わることから、収納担当へ連携する必要があるため、同様に確認対象としている。なお、通知元の都道府県によっては、課税標準額通知の重加算対象税額に必ず金額が入っているとは限らないことを想定して、事業税の重加算対象所得などがある場合にも念のため確認対象としている。	
2.3.5.		申告が適正と認められる申告課税情報を、処理済の状態にできること。 県税通知の有無、処理済、未処理などの検索ができ、複数の課税情報を選択して一括で処理済に変更できること。 処理済の状態の取消(未処理に変更)もできること。			課税標準額通知が送付されたものについては、確実な処理を行う必要がある。そのため、突合・確認済か否かをシステム上でも管理できることが望ましいとして、当該条件を定義した。 機能の考え方として、都道府県から送付された課税標準額通知は全てを確認対象として適正に処理することが求められることから、どの課税標準額通知を処理したか(又は未処理か)を検索できることが必要となる。	
2.3.6.		法人税における重加算税の有無が管理でき、収納システムへ連携されること。			重加算税の有無を管理項目として設定し、収納システムに連携することで、収納業務において延滞金の適正な計算を促すこととしている。	
2.3.7.	都道府県税連携による申告確認(個別処理)	法人税額通知と法人住民税の申告内容のチェックを法人単位で個別に行えること。 個別に処理済に変更できること。				
2.3.8.		法人税における重加算税の有無が管理でき、収納システムへ連携されること。			※2.3.1.追加要件のとおり	
2.3.9.	申告是認の未実施法人抽出		未チェック法人をリスト化できること。			
2.3.10.	都道府県税連携による未登録法人抽出		法人税額通知との突合により、法人台帳に未登録の法人を抽出できること。			

機能名称		仕様がたまたま			備考	【考え方・理由】	参考資料 2	
		実装すべき機能	実装してもしなくても良い機能	実装しない機能				
<b>3. 更正・決定</b>								
<b>3.1. 更正・決定処理</b>								
3.1.1.	更正入力処理	対象年度について前申告情報を自動表示し、国税の申告基礎（修正申告、更正決定）、国税処理日（法人税更正年月日、法人税の修正申告書の提出日）、更正事由を入力して更正処理ができること。 更正請求書に基づく更正の場合は、更正請求日を登録できること。 更正通知書の通知日は、更正処理時に任意に設定できること。納期限は自動設定されること。				更正決定を行うにあたり、延滞金計算に影響する申告基礎・申告基礎日を入力する。更正の場合は前回申告情報が存在するため、その内容を表示して効率的に入力を行う。決定の場合は、前回申告が存在しないため、すべて入力を行う。更正請求に基づく場合は、還付加算金の算定に影響するため更正請求日を入力する。また、更正決定の通知日について、随時で処理する団体と、一定の期間でまとめて処理する団体があり、そのいずれでも対応できるように通知書ごとの入力としている。また、申告義務のない法人が誤って申告した場合には、申告取消で対応することが想定される。そのため、より効率的にできるように任意の締め日をシステム登録して自動で表示させることは必須ではないとして、「実装してもしなくても良い」機能とした。 また、指定納期限は、更正決定の通知日の翌日から起算して1月を経過する日と定まっていることから、自動計算する項目としている。		
	追加	通知書単位で、更正事由の区分選択、並びに任意の文字列で入力して 通知書に出力できること。			更正決定事由の区分が不足した場合の対応や、詳細な理由の記載が必要になった場合の対応	独自調査に基づく更正や決定など、納税義務者にその経緯を的確に伝える必要がある処理を想定し、更正決定通知書に、その経緯や経緯を記載できることで、納税義務者への説明能力を向上させている。 ただし、誤記によるトラブルも想定されることから、自由入力欄への記載は必須とせず、必要に応じて記載できるようにしている。 更正事由の区分は還付加算金の計算に関わり、「法人税の更正・決定」「更正の請求」「計算誤り」「その他」が想定される。 また、申告義務のない法人が誤って申告した場合には、申告取消で対応することが想定される。（実装してもしなくても良い機能）について、機能がなく場合も同様に対応取扱いとする運用を想定。課税自体がないため納付日の翌日から起算して1月を経過した日から起算）。		
	追加	根拠となる条文を選択して、通知書に出力できること。				法人の市町村民税について、更正又は決定は第321条の1第1項から第3項に定めがある。これについて、通知書の発行時に、第1項（更正）、第2項（決定）、第3項（再更正）を選択または自動判定して更正決定通知書に出力することで、納税義務者への根拠条文を効率的に通知することを可能とした。 「第321条の1に基づき」と記述の文字列で出力している団体もあるが、正確な根拠条文を出力したいという要請に答える機能とした。		
	追加	更正事由について、仮装経理に基づく更正、租税条約の実施に係る更正についても区分して管理できること。。				還付処理に影響するため、仮装経理に基づく更正、租税条約の実施に係る更正については、他の減額更正処理とは区分して管理することを求める。適正な処理が行えれば、更正事由の区分としての管理、専用の区分を設けて管理のいずれの実装方式でも差し支えない。		
3.1.2.			更正・決定処理は、団体の設定により月に複数回、任意の年月日で処理できること。			※3.1.1.のとおり。		
3.1.3.		課税標準、各種控除、分割基準を入力し、増額・減額更正の額が自動計算できること。各控除額については、確定申告と同等の管理機能を有すること。自動計算した金額についても、手動で変更もでき、その変更をもとに再計算し設定されること。				-		
3.1.5.		更正決定の取消処理ができること。調定について、調定取消・減額調定などにより整合性を取れること。	更正決定の取消履歴を管理し、課税状況照会画面で取消履歴が照会できること。			更正決定について、登録処理を行うと通知日を待たずに即調定されるシステムが多いことから、取消を行う場合には、既に調定されている場合にも調定取消などを行い調定の整合性を保つことを必須とする。 また、自治体によっては通知後に遅戻などがあることと更正決定を取消する運用を行っている。このとき、一度送付した更正決定を取り消したことを課税状況照会を確認することで、その処理の経緯を把握できる機能を定義した。ただし、本来は既に通知したもののみ取消履歴を残すことが望ましいものの、実務上は必須ではないこと、システム上対応が難しいとする事業者の一部意見もあることから、実装してもしなくても良い機能とした。		
3.1.6.	決定処理	更正処理と同様の入力機能で、決定処理が行えること。決定額は課税標準額をもとに自動計算できること。				更正と未申告法人への決定について、以下のような差はあるものの、求められる機能は概ね同等であることから、更正決定処理と同等の入力機能と定義した。 <更正との主な差> ・申告基礎、法人税区分、更正請求日等入力項目が異なる ・前申告情報が存在しないため、納付額との差額計算が必要ない など		
3.1.7.	更正決定決議・通知書作成	更正・決定処理後に、更正・決定決議書を出力できること。更正対象法人一覧を出力できること。また、再発行もできること。				-		
3.1.8.		更正・決定処理後に、更正・決定通知書を発行できること。再発行もできること。	通知書は、個別発行だけでなく、調定年月を指定して一括での発行もできること。			更正決定を一定期間でまとめて処理する団体のために、調定年月を指定して更正決定通知書を一括発行する機能を実装してもしなくても良い機能で定義した。		
3.1.9.		増額更正・決定の場合は、通知書発行と納付額が印字された納付書を発行できること。再発行もできること。				更正決定処理では、通知書発行に合わせて納付書を送付する運用を想定している。このとき、更正決定により納付すべき税額を納付書に出力することで、納税義務者の正確な納税を促進する。		
<b>4. 未申告補正</b>								
<b>4.1. 未申告法人調査</b>								
4.1.1.	未申告法人抽出	申告情報（予定・中間・確定・均等割）を基に申告期限が到来し未申告となっている法人を抽出し、未申告法人リストが作成できること。申告区分ごとに抽出して確認できること。非課税法人や更正決定処理をした法人は、申告書が未提出でも出力されないこと。	未申告法人リストには法人の現況（事務所等なし/解散/清算終了など）を出力すること。			みならず処理のための予定申告の未申告法人の抽出や、確定申告の恩恵のためなど、それぞれの目的に応じて活用するため、申告区分ごとに未申告法人の抽出機能と定義した。 ただし、確定申告が未提出であっても既に決定処理を行っている場合や、非課税であり申告納付の義務自体がない法人を出力する必要はないため、出力不要条件を定義している。		
4.1.2.	申告勧奨通知	期間を指定して、その期間に申告義務があるが申告がない法人に対して、申告勧奨通知（未申告通知書）を一括で作成できること。法人を選択して個別での申告勧奨通知の発行もできること。				未申告の勧奨通知については、法令上の義務がある運用ではないものの、全国意見照会でも高い需要が認められたことから、実装すべき機能とした。法人の自主的な申告納付を促し、適正な税務行政の推進に寄与する。		
4.1.3.	申告勧奨通知	申告勧奨通知の発送履歴（発送年月日、発送有無）が法人・事業年度ごとに管理できること。	発送状況は帳票出力年月日（又は任意の日付）で自動設定され、発送有無・発送年月日の修正登録もできること。					
4.1.4.			通知書は窓書き封筒に対応する、又は未申告法人を対象とした宛名シールを作成できること。					
<b>5. 証明書発行</b>								
<b>5.1. 証明書発行</b>								
5.1.1.	文書証明書発行	法人向けに以下の内容を記載した書面の発行ができること。本店・支店の切替ができ、支店ごと、全支店の出力もできること。 <出力項目> ・文書タイトル ・法人名（支店の場合には支店名を併記） ・法人所在地（支店の場合には支店住所を併記） ・事業科目 ・備考（空白スペースのみ） ・証明文 ・発行日 ・発行署名・電子公印	証明書の発行時に、備考に任意の文字列を入力して帳票に出力できること。		法定帳票ではないが、営業証明書等の名称で利用している団体がある。	一部の自治体では、営業車両の車庫証明取得に法人住民税に関する証明書を求められる場合があり、法人住民税システムから法人基本情報を証明書形式で出力する機能を定義した。 本証明書は法定帳票ではなく、運用している団体でも条例に明文化されていない場合もあることがわかっており、独自の行政サービスの一環として実施されているものである。証明書の名称を統一する必要も高くはないことから、証明書の文書タイトルを各団体で変更、設定できる機能を定義している。 なお、システム登録されている情報を入力することが基本的な考え方であるが、自治体によっては任意の文字列を出力する場合があることを想定して、「実装してもしなくても良い機能」として通知書出力時に備考欄へ任意の文字列を出力する機能を定義した。		
5.1.2.	発行チェック	証明書発行時に、現況が事務所等なし、解散・清算終了、除却など営業が確認できない場合は警告メッセージが表示されること。				-		
5.1.3.	証明書記載変更	証明書の再発行ができること。				-		
5.1.4.		証明書の文書タイトル、証明文を任意に設定できること。				-		
<b>6. 減免</b>								
<b>6.1. 減免減額情報管理</b>								
6.1.1.	減免対象抽出・減免申請書作成	減免対象法人（前年度減免した法人、法人基本情報にて「減免・課税免除」と登録した法人）を特定し、抽出できること。				法人基本情報で減免区分を登録されている法人について、減免処理を行うために対象を抽出する機能。		
6.1.2.		減免対象法人に対して、均等割申告書及び納付書を一括で作成できること。個別での作成もできること。				減免対象法人には減免申請書を同封する運用をしている団体も多いため、減免対象法人の印刷処理を別で定義している。 なお、減免申請書はシステムから出力する項目がほとんどなく、システム外で作成、印刷すれば足りるとの意見が多数であったため、システム帳票として定義しない。		
6.1.3.	減免情報管理	法人基本情報で減免の対象となる法人の減免内容を登録できること。減免申請年月日が登録でき、減免登録時に減免額を確認できること。減免登録時に、減免決定ごとに減免理由を選択して通知書に出力できること。減免登録の修正、削除もできること。減免決議書が出力できること。				法人基本情報で減免対象として登録されている法人にのみ減免処理が行えることで、対象外の法人が減免申請を行ったとしてもチェックできる仕組みとしている。 また、減免申請日は減免決定通知書の出力項目でもあり、項目管理を必須とする。 減免登録の方式、申告時に合わせて処理をする場合、減免処理を申告処理と明確に分けて行う場合などがあるが、業務運用上はいずれも支障がないため、減免額が明確になれば、その方式は問わないこととした。		
6.1.4.	減免決定通知書発行	減免決定者に対し、減免決定通知書を出力できること。				-		
<b>7. 調定処理・総計算書作成</b>								
<b>7.1. 調定処理</b>								
7.1.1.	調定処理	申告情報をもとに調定額を確定し、調定処理を行えること。申告処理、更正決定処理、減免処理に係る調定は収納システムに連携されること。						
	追加		申告処理に基づく調定は、即時調定/一括調定が団体毎に選択して設定できること。更正決定に基づく調定は、即時調定が行えること。			APPLIC投下への照会の結果、7社の対応内容は以下であった。 全国意見照会でも、団体ごとに運用が異なることからどちらへも対応できることが望ましいとする意見が見られているが、即時調整をした場合にも申告取消に連動して調定が取り消されることを必須としていること、調定決議自体は財務会計システム（税システムではない）で行うことが一般的であることなどから、法人住民税システムとして一括/個別調定の選択機能は実装してもしなくても良い機能とした。 ・一括/即時のどちらも対応可：3社 ・即時のみ：3社 ・随時バッチ処理のみ：1社		
	追加		申告書の一括調定を行う場合に、調定前でも申告情報を収納管理システムに連携できること。（納税証明書の即時発行のため）			法人住民税システムにおける調定とは、収納管理システムへの連携と密接に結びつく場合が多く、申告情報を一括でまとめて調定処理を行うシステムの場合は収納管理システムにデータ連携がされていない場合がある。 収納管理システムで納税証明書を発行する場合には調定データを要するシステム構成を想定するが、仮に当該機能が実装されていない場合であっても証明書発行を優先する場合には調定処理を行えば足りることから、調定前一部の申告情報を収納連携する機能は実装してもしなくても良い機能とした。		

機能名称	仕業したとき			備考	【考え方・理由】	参考資料 2
	実施すべき機能	実施してもなくても良い機能	実施しない機能			
7.1.2.	申告情報登録（更正決定・減免を含む）時に、調定年月が自動で初期設定されること。手動での変更もできること。					申告登録の際に、どの調定年月に属するかを都度入力することは業務負担が大きいことから、自動表示を行う。ただし、申告期限の属する月よりも早く申告書が提出された場合など運用上調定月を調整したいケースも想定されることから、申告情報の登録単位で手動変更を行える機能も定義した。
<b>7.2. 調定表作成</b>						
7.2.1.	調定表作成	調定表（現年度分、過年度分）を作成できること。調定表は、月計・年計を指定して集計できること。				-
<b>8. システム共通</b>						
<b>8.1. 検索</b>						
8.1.1.	検索照会	法人台帳情報、課税台帳情報を検索・照会できること。 法人台帳情報は、異動履歴を含めて照会できること。課税台帳情報は、照会した法人について一覧表示が可能であり、一覧から個別の課税情報へ展開できること。 追加 法人基本情報、課税状況の照会画面より、該当法人の収納状況を照会できること。				
8.1.2.		該当の法人を検索して、同一法人の登録ができること。 同一法人として関連付けられた場合は、主たる法人の基本情報から従たる法人の基本情報に遷移して法人基本情報の確認ができること。 同一法人の登録をした法人をリスト等で確認できること。 ※上記は宛名管理システムでの実装を可とする。				同一法人が市町村外に転出し、再転入をした場合などで、仮に同一法人と気づかず複数登録してしまった場合（課税情報が登録され、削除不可となった場合）に、情報管理の継続性を確保するための機能として定義している。 ただし、同一法人の重複登録があっても最新宛名のみを使用する（旧宛名は除却）運用も多く見られることから、実装してもなくても良い機能とした。 なお、個人住民税など他税目で利用する法人宛名の各寄せ機能は必要であることから、税目共通宛名での実装は必須となる（共通要件）。
8.1.3.	検索条件	法人名法人名カナ、法人番号、法人管理番号、所在地（本店（所在地が管轄外も含む）・支店）、eLTA納税者IDでの検索ができること。	以下の条件で検索できること。 ・決算月 ・申告月 ・eLTA利用者ID ・代表者名			
8.1.4.			複合検索ができること。 （例：氏名「〇〇建設」かつ住所が「A県B市」など）			
8.1.5.		法人基本情報検索、課税状況検索において、一度照会した法人の検索履歴を保持し、検索履歴から選択して照会画面を開くことができること。				
8.1.6.		最新の基本情報における法人名だけでなく、旧法人名での検索ができること。				過年度の修正申告や更正が発生する場合に、変更前の法人名称で検索できないと法人の特定が難しい場合があるなどの意見を受けて、法人名称は履歴を含めて検索できる（旧法人名称）ことを必須とする。 なお、ここでの旧法人名称とはあくまで法人の商号変更の際のものであり、被合併法人を検索する際に合併法人の名称で検索できることを差してはいない。
<b>8.2. 保守機能</b>						
8.2.1.		各種設定コードや産業分類等のメンテナンスができること。	管理情報、コードの一覧表が発行できること。			-
8.2.2.	マスタ保守	法人税制、均等割の適用税率に対する適用期間を登録・修正等管理できること。 均等割号数の条件設定、均等割税額の設定ができること。				-
8.2.3.		法人税制の税率改正に係る経過措置対応ができること。 具体的には、経過措置の対象となる予定申告書の出力並びに申告登録では、事業年度の開始日をもとに税率を自動判定できること。				税率引下げにおける予定申告の経過措置対応を定義した。 なお、過去の税率引下げにおいて、一部団体では予定申告書の様式内に「令和元年10月1日以後に開始する最初の事業年度については3.7」という印字をシステム対応した団体もあったが、業務上必須ではなく同封物や各種広報手段で対応していることから、要件には含めていない。
8.2.4.		過去の事業年度について、計算式・適用税率を管理できること。				過事業年度の更正決定などを行う場合にも、処理の都度税率を入力するのではなく、事業年度開始の日などの条件をもとに判断することで業務の正確性を担保する。
8.2.5.		法人基本情報に登録する税理士のマスタ管理ができること。 税理士情報は、税理士番号、氏名、住所、電話番号を登録、修正、削除できること。				マスタ外での登録とするとデータ移行費用の高騰に繋がるというシステム事業者の意見を受けて、税理士情報のマスタ管理を必須化した。
<b>8.3. 備システム連携</b>						
8.3.1.	宛名連携	宛名管理システムと連携して、法人基本情報を登録・修正できること。連携項目は、地域情報プラットフォームに準拠すること。 宛名管理システムでのみ管理する場合は、この限りではない。	法人住民税システムで更新した情報を、宛名管理システムに連携して更新できること。 宛名管理システムでのみ管理する場合は、この限りではない。			データ管理の効率性の観点から、宛名管理システムに既に登録されている法人情報を参照（読み込み）して、法人住民税の基本情報を登録できることは必須とする。ただし、法人の名称や所在地など共通的な項目を宛名管理システムで一元管理している場合はこの限りでなく、どちらのシステム構成でも可とする。 一方で、法人住民税システムで異動登録した法人の宛名を、税目共通の宛名管理システムへ書き出す（法人課税優先の考え方）ことについて、必須とすべきとの意見も多くみられる一方で、他業務で異なる送付先を登録できるなど、他業務との調整が必要になることから慎重にすべきとの意見も見られた。これについて、地域情報プラットフォームでは、番込み型のAPIを定義していないことから、実装してもなくても良い機能とした。